

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）
 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）
 （平成15年国自技第152号、国自環第134-2号） （傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
記	記
1. ～8. （略） 9. <u>細目告示第10条第3項及び第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、新型届出における保安基準適合性審査に係る自動車をいう。</u>	1. ～8. （略） （新規）

附 則
 本改正規定は、平成30年1月31日より施行する。